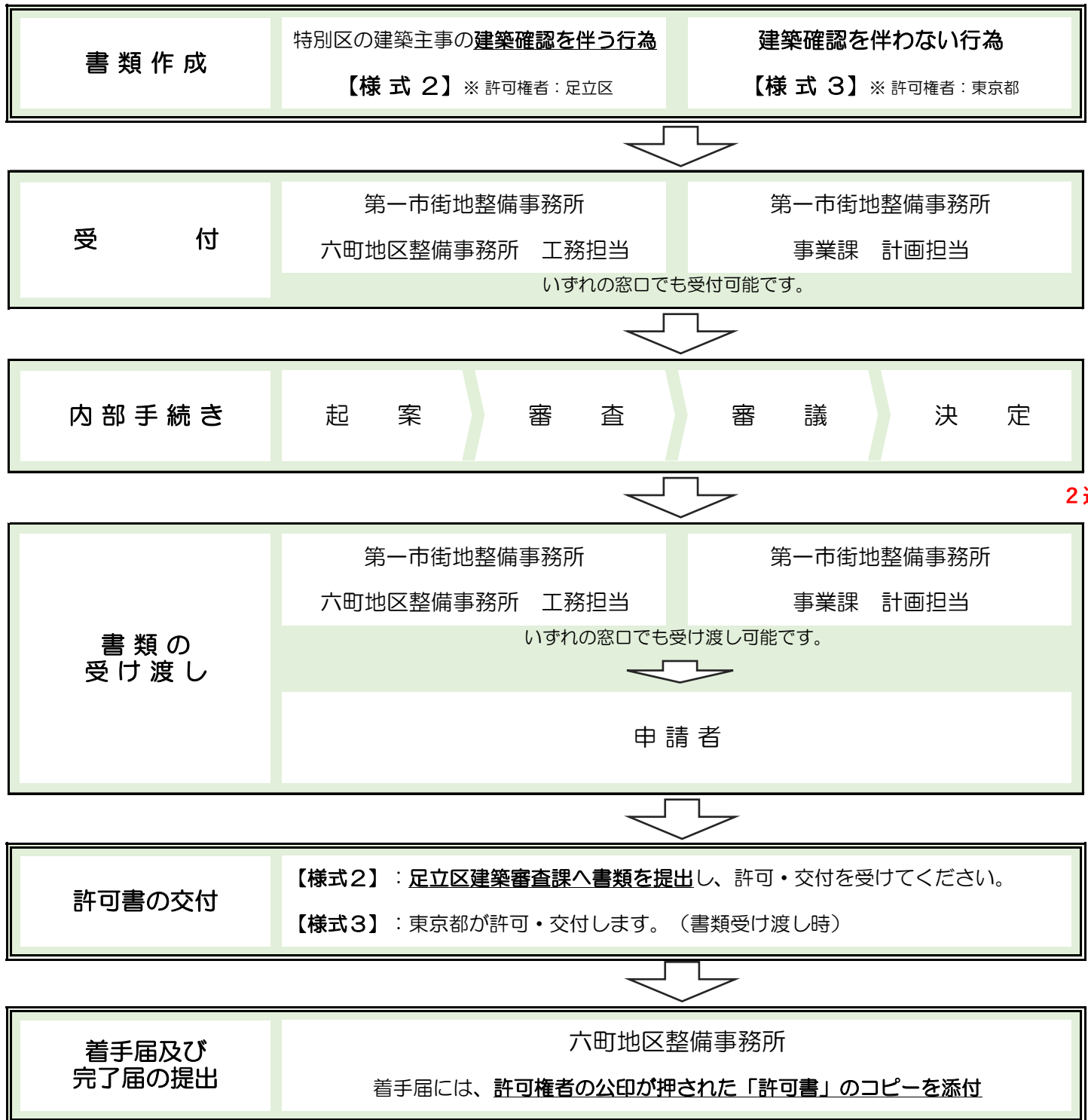


# 土地区画整理法第76条許可申請手続きについて

## <申請手続きフロー>



## <お問い合わせ先>

上記の申請をご希望の場合、下記の担当へ**事前**にご相談ください。

▶「特別区の建築主事の建築確認を伴う行為」に関すること  
第一市街地整備事務所 六町地区整備事務所 工務担当

[03-5851-2032](tel:03-5851-2032)

▶「建築確認を伴わない行為」に関すること  
第一市街地整備事務所 事業課 計画担当

[03-3534-3419](tel:03-3534-3419)

土地区画整理法第76条申請  
についてはこちら♪



※ 東京都の建築主事の建築確認を伴う行為（様式1）については、上記の計画担当にお問い合わせください。